

退職手当の支給の在り方等に関する検討会「中間とりまとめ」に対する意見

2008年5月8日
日本国家公務員労働組合連合会

2008年4月18日に出された「中間とりまとめ」に対し、以下のとおり意見を申し上げます。

1. 検討の視点・範囲及び現行制度の問題点

在職中の懲戒免職処分に相当する非違行為が退職後に発覚した場合と在職中に発覚した場合との均衡をとることは、公平・公正な退職手当制度とする観点に鑑み、制度の是正を図ることが必要と考えます。

2. 支給制限・返納の考え方

支給制限・返納の考え方では、賃金の後払い・退職後の生活保障としての性格があることをふまえるならば、信用失墜行為によってこれらの要素がすべて消去されるものではないと考えます。

3. 支給制限・返納の制度の内容

(1) 退職手当の支給制限では、公務上・公務外、処分の程度等に応じたものとするとともに、制限の内容を明示することが望ましいと考えます。

(2) 返納の制度では、遺族や相続人に責任がないことから、強制的な制度とすることは望ましくないと考えます。

(3) 法的安定性の観点から、退職手当の受給権が発生した日を起点として、時効を設けることが望ましいと考えます。

4. 支給制限・返納処分の手続

新たに設けようとする第三者機関には、民間労使紛争における例にならって、各省各庁の代表（使用者代表）と労働者代表（職員団体の任命）を加えた構成とし、処分後の無用な紛争を避けるようにすべきと考えます。

以上